

定 款

一般社団法人映画演劇文化協会

2023年3月29日

一般社団法人映画演劇文化協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、一般社団法人映画演劇文化協会と称する。

(目 的)

第2条 本協会は、映画演劇の質的向上とその産業の健全な育成を通じて、わが国の文化の発展向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 映画・アニメーション・演劇における製作者・演出家・脚本家・演者などの育成と顕彰
- (2) 映画・アニメーション・演劇の製作支援を通して、映画演劇文化の多様性の創出に貢献
- (3) 映画・アニメーションの試写会、演劇の試演会・公演などを通じての観客の育成と創造
- (4) 映画・アニメーション・演劇等の資料蒐集と保存、並びに映画演劇産業の調査・研究
- (5) 文化の発展向上に寄与する教育映画、ニュース等の保存と普及
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(機 関)

第5条 本協会は、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

(公告方法)

第6条 本協会の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法によって行う。

(事業年度)

第7条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 会 員

(種 別)

第8条 本協会の会員は次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）にいう社員とする。

- (1) 正 会 員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業に賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本協会のため功労のあった者又は学識経験者で社員総会で推薦された者

(入 会)

第9条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。賛助会員についても同様とする。

- 2 入会の申込みがあったときは、別に社員総会で定める基準により、理事会において入会の可否を決し、これを申込人に通知するものとする。

(会 費)

第10条 正会員は理事会の定める会費を本協会に納入しなければならない。

(退 会)

第11条 会員は、理事会で定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

- 2 会員は、次に掲げる事由によって、退会する。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
 - (3) 1年以上会費を滞納したとき
 - (4) 総正会員の同意があったとき
 - (5) 除名されたとき

(除 名)

第12条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、社員総会の決議によって除名することができる。この場合において、本協会は、当該会員に対し、当該社員総会の日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は本協会の定款若しくは規則に違反したとき
 - (2) 本協会の名誉を毀損したとき
 - (3) 本協会の目的に反する行為をしたとき
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない

らない。

- 3 前項により除名が議決されたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

(退会に伴う権利義務)

第13条 会員が退会したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、退会のときまでに発生した義務は、これを免れることはできない。

- 2 本協会は、会員が退会しても、既納の会費その他の拠出した金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第14条 本協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿（以下「会員名簿」という。）を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 本協会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載し、又は記録した当該会員の住所（当該会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を本協会に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りるものとする。

- 3 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであったときに、到達したものとみなす。

第3章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第16条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分の承認
- (7) 会員の入会の基準に関する事項
- (8) 理事会において社員総会に付議することとした事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第18条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集する。

- 2 臨時社員総会は、理事会が必要があると認めたとき及び総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面による招集請求があったときに招集する。
- 3 社員総会の招集は、社員総会の日の2週間前までに、社員総会の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面を発して行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、正会員全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。ただし、第22条の規定により、書面による議決権の行使ができる旨を定めたときは、この限りではない。

(招集権者及び議長)

第19条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長がこれを招集し、その議長となる。会長に事故あるときは、理事会で予め定めた順序に従い、他の理事が社員総会を招集し、その議長となる。

(議決要件)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第28条第1項又は第44条第1項に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、議決権を有する他の正会員1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、正会員又は代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

(議決権行使書面)

第22条 本協会は、理事会の決議により、社員総会に出席しない正会員が書面によって

その議決権を行使することができることとすることができる。

- 2 前項の場合には、正会員に対し、社員総会招集通知とともに、法第41条に規定する社員総会参考書類及び議決権行使書面を送付するものとする。

(社員提案権)

- 第23条 総正会員の議決権の30分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、社員総会の日の6週間前までにしなければならない。

(社員総会の決議の省略)

- 第24条 会長又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

- 第25条 会長が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第26条 社員総会の議事については、法第57条第1項に定めるところにより、議事録を作成する。

(社員総会規則)

- 第27条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において制定する社員総会規則の定めるところによる。

第4章 理事及び理事会

(理事の定員及び選任等)

- 第28条 本協会の理事は6名以上12名以内とし、社員総会の決議によって選任する。
- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（以下「公益認定法施行令」という。）で定める者を含む。）である理事の合計数は理事の総数の3分の1を超えてはならない。
 - 3 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者（これらの者に準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益認定法施行令で定める者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の任期等)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了する前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、退任した理事の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、在任理事の任期の満了する時までとする。

4 理事が欠けた場合又はこの定款で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(代表理事及び役付理事)

第30条 理事会は、その決議によって、理事の中から代表理事及び若干名の業務執行理事(法第91条第1項第2号に定める理事をいう。以下同じ。)を選定する。

2 代表理事は、本協会の会長に就任する

3 理事会は、その決議によって、業務執行理事の中から副会長1名、専務理事1名及び常務理事1名を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第31条 会長は、本協会を代表し、本協会の業務を執行する。

2 副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は、理事会が制定する職務権限規定の定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

3 会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(報酬等)

第32条 理事の報酬、賞与その他職務執行の対価として本協会から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)に関する事項は、社員総会の決議によって定める。

(名誉会長及び相談役)

第33条 本協会に、名誉会長及び若干名の相談役を置くことができる。

2 名誉会長及び相談役は、会員の中から理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び相談役の職務)

第34条 名誉会長及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対して、意見を述べることができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第35条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようと

するとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本協会と取引をしようとするとき。

(3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事会の組織及び権限)

第36条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 法令又は定款に定める事項のほか業務執行に関する重要な事項

3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(6) 法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく法第111条第1項の責任の免除

(理事会の開催時期)

第37条 定時理事会は、原則として3か月に1回開催し、臨時理事会は、必要がある場合に会長の判断により開催する。

(理事会の招集等)

第38条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集し、その議長となる。会長に事故があるときは、理事会で予め定めた順序に従い、他の理事がこれを招集し、その議長となる。

2 理事会の招集通知は、理事会の日の3日前までに各理事及び各監事に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議決の要件)

第39条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事(議決に加わることができるものに限る。)の全員が、理事から提案された理事会の決意事項について、書面又は電磁的記録によって同意したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第31条第4項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法第95条第3項に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第43条 理事の職務権限及び理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が制定する理事会規則の定めるところによる。

第5章 監 事

(監事の定員及び選任等)

第44条 本協会の監事は2名以上3名以内とし、社員総会の決議によって選任する。

2 第28条第2項及び第3項の規定は、監事につき準用する。

3 監事は、本協会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(監事の任期等)

第45条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了する前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。

3 監事が欠けた場合又はこの定款で定めた監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した監事は、新たに選任された監事が就任するまで、なお監事としての職務を行わなければならない。

(監事の職務及び権限)

第46条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行及び会計の監査を行い、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、自ら理事会を招集すること。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (8) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって、本協会に著しい損害の生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(報告の省略)

第47条 監事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(報酬等)

第48条 監事の報酬等に関する事項は、社員総会の決議によって定める。

第6章 役員 の 損害賠償責任

(責任の一部免除)

第49条 理事及び監事（以下併せて「役員」という。）の法第111条第1項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額（第51条までにおいて「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。

- (1) 賠償の責任を負う額
 - (2) 当該役員がその在職中に本協会から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額
 - イ 代表理事 6
 - ロ 代表理事以外の理事であって外部理事（本協会の理事であって、本協会又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、過去に本協会又はその子法人の業務執行理事又は使用人となつたことがない者をいう。以下次条までにおいて、同じ。）でない者 4
 - ハ 外部理事又は監事 2
- 2 前項の場合には、理事は、同項の社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
- (1) 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
 - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
- 3 理事は、法第111条第1項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならない。
- 4 第1項の決議があつた場合において、本協会が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の財産上の利益を与えるときは、社員総会の承認を受けなければならない。

（理事等による免除に関する定款の定め）

第50条 法第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況、その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、最低責任限度額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第51条 本協会は、外部役員（外部理事又は外部監事（本協会の監事であつて、過去に本協会又はその子法人の理事又は使用人となつたことがない者をいう。））の法第111条第1項の責任について、当該外部役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円の範囲内であらかじめ本協会が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。

第7章 資産及び会計

(会計原則)

第52条 本協会の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第53条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第54条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、当該事業年度に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を経て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により、毎事業年度の開始の日の前日までに予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議により、予算が成立する日まで、前年度の予算に準じた収入を得、及び支出をすることができる。

3 当該年度の予算が成立したときは、前項による収入及び支出は当該年度の予算に基づく収入及び支出とみなす。

(計算書類等の作成及び保存)

第55条 本協会は、法令で定めるところにより、毎事業年度終了後各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第56条 前条の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

(計算書類等の社員への提供)

第57条 会長は、定時社員総会の招集の通知に際して、法令の定めるところにより、社員に対し、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならない。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第58条 会長は、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提出された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 会長は、第1項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(貸借対照表の公告)

第59条 本協会は、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告する。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第60条 本協会は、その成立後、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散の事由)

第61条 本協会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 定款で定めた存続期間の満了
- (2) 定款で定めた解散の事由の発生
- (3) 社員総会の決議
- (4) 社員が欠けたこと。
- (5) 合併（合併により本協会が消滅する場合に限る。）
- (6) 破産手続き開始の決定
- (7) 法第261条第1項又は法第268条の規定による解散を命ずる裁判

(残余財産の処理)

第62条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第63条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け帳簿及び書類)

第64条 本協会の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 認定、許可、認可等に関する書類
- (5) 登記に関する書類

- (6) 社員総会議事録
 - (7) 理事会議事録
 - (8) 財産目録
 - (9) 役員等の報酬規程
 - (10) 事業計画書及び収支予算書
 - (11) 事業報告書及び計算書類
 - (12) 監査報告
 - (13) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第2項に定める情報公開規定によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第65条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示するものとする。

- 2 前項の情報公開に関し必要な事項は、理事会が制定する情報公開規定に定める。

(個人情報の保護)

第66条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会が制定する個人情報管理規定に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法第121条により準用する同法第106条に規定する設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は松岡 功とする。
- 4 この定款の変更は、2023年3月29日より施行する。